

はじめに

1 ユニバーサルデザインの考え方

ユニバーサルデザインは、アメリカの建築家であり、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であった故ロン・メイス氏（1941年～1998年）により提唱され、「デザインの変更や特殊なデザインを必要とせず、できる限りすべての人に利用できるよう製品や環境をデザインすること」と定義されています。

今日では、年齢、性別、国籍、文化、身体的能力や状態といった人の様々な特性や違いを超えて、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという非常に幅広い意味で使われています。岐阜市においても、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくり、ものづくり、環境づくりが大切であると考えています。

また、ユニバーサルデザインを簡略化して「UD」(ユーディー)と表記することもあります。

UDってなあに？



【みんなのため・自分のための取組】

人は、体格、性別、身体的能力、言語など、あらゆる面で一人ひとりが異なっています。この「人は多様である」ということを認識することが、ユニバーサルデザインの取組を行う上での出発点です。

また、普段、特に不自由を感じずに過ごしていても、ある日突然、ケガや病気により、目が見えなくなる、耳が聞こえなくなる、身体が麻痺するなどの状態になることは、誰にでも起こり得ることです。

そして、誰もがいずれは高齢となり、身体機能が衰えていきます。

このように、特定の人のためのもものだけでなく、自分のためでもあるということを意識して、ユニバーサルデザインの取組を行うことが大切です。

2 ユニバーサルデザイン7原則

ユニバーサルデザインの7原則は、故ロン・メイス氏を含めた建築家や工業デザイナー、技術者、環境デザイン研究者などからなるグループがまとめたものです。

環境、製品、コミュニケーションなどを含めた幅広い分野での方向性を明確にしています。

(1) 誰もが公平に使えること（公平）

様々な能力の人々が公平に利用できるデザインであること

- ・すべての利用者にとって公平な利用方法とすること
- ・利用者に差別感や屈辱感くつじょくかんを与えないこと
- ・利用者がプライバシーや安心感、安全性を得られるようにすること
- ・利用者みりょくてきに魅力的なデザインとすること

事例:エレベーター、エスカレーター、階段が併設された駅へいせつ



(2) 使用する上で自由度が高いこと（自由）

利用者の様々な好みや能力に適応できるデザインであること

- ・使い方を選べること
- ・右利き、左利きどちらでも使えること
- ・正しい操作がしやすいこと
- ・利用者のペースにあわせること

事例:手すりやベビーシート、オストメイト※1対応トイレを備えた多目的トイレ



※1 オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持っている人

(3) 使用方法が簡単で直感的に分かること（単純）

利用者の経験、知識、言語能力、集中力に関係なく簡単に使用できるデザインであること

- ・ 不必要に複雑にしないこと
- ・ 直感的に使用できること
- ・ 分かりやすい用語にすること
- ・ 重要性にあわせて情報を並べること

事例: 使う機能が分かりやすく大きくて見やすい自動ドアのボタン



(4) 必要な情報がすぐ理解できること（明確）

周囲の状況や利用者の感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に利用者に伝わるデザインであること

- ・ 大切な情報を十分伝えられるように、絵、文字、手触りなど異なった方法を使用すること
- ・ 重要な情報を強調すること
- ・ 重要な情報を読みやすくすること
- ・ 視覚、聴覚など感覚に障がいのある人々が利用している様々な方法に適合すること

事例: 音声案内や点字を使った案内板



(5) うっかりミスが危険につながらないこと（安全）

偶発的ぐうはつてきなものや意図しない行動が、危険や悪い結果につながらないデザインであること

- ・頻繁ひんぱんに使用するものは近づきやすくし、危険なものは取り除いたり、隔離かくりしたり、覆おおうなどすること
- ・危険やミスを警告すること
- ・間違っても安全であること
- ・注意が必要な動作を無意識に行わせないようにすること

事例：ベビーカーの車輪やハイヒール、白杖はくじょう（盲人安全杖）の先端等が隙間すきまに落ち込まないように配慮した網目の細かいグレーチング（側溝等の蓋）



(6) 使用する上で身体への負担が少ないこと（低負担）

効率よく、心地よく、あまり疲れずに使用できるデザインであること

- ・利用者が自然な姿勢でいられること
- ・あまり力を入れなくても操作できること
- ・動作の繰り返しをできるだけ少なくすること
- ・身体への負担をできるだけ少なくすること

事例：購入ボタンや取り出し口を腰の高さにした車いすの人にも使いやすい自動販売機



(7) 楽に接近でき、利用しやすい大きさや広さになっていること (ゆとり)

利用者の体の大きさや姿勢、移動能力に関わらず、楽に近づいたり、手が届いたり、利用したりできる適切な大きさと広さであること

- ・利用者が座っていても立っていても重要なものはっきり見えること
- ・利用者が座っていても立っていてもあらゆるものに楽に手が届くこと
- ・様々な手の大きさや握り方に適応すること
- ・補助具の使用や介助者のための十分な広さがあること

事例: ゆったりとしたスペースが確保された自動改札口



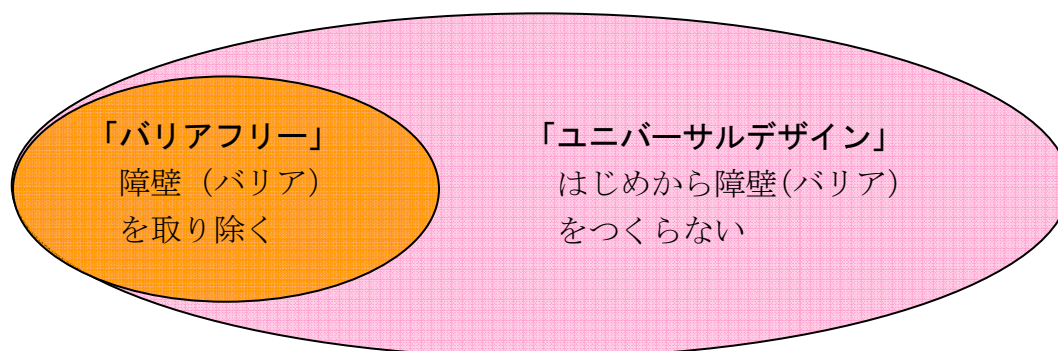
3 バリアフリーとユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインと比較される考え方としてバリアフリーがあります。どちらの考え方も「誰もが快適で自由に行動できる社会」を目標としています。

バリアフリーは、特定の人（主に障がい者や高齢者）が社会生活を送る上で、障壁（バリア）となるものを取り除くことを意味します。

一方、ユニバーサルデザインとは、特定の人だけではなく年齢・性別・国籍等の違いに関係なく健常者を含めたすべての人を考慮して計画・実施することにより、はじめから障壁（バリア）をつくらないことを目指しています。そのため、良いデザインですべての人が違和感なく使える物や施設、サービス等が該当します。

ユニバーサルデザインは、バリアフリーを発展させた考え方と言うことができ、バリアフリーの上位概念と位置づけることもできます。



【国民一人ひとりが自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指して】

人の能力や個性は一人ひとり異なっており、これらの属性がすべて同じ人は存在しない。さらに、この属性については、年齢や環境の変化等による影響を受けるものであり、同じ人であっても状況によって刻々と変化していくものである。

したがって、障害の有無や年齢といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、国民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合うことで、社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができる共生社会の実現に向けた環境を整備していくことが重要である。

このため、まずは、障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などに主な焦点を当て、そうした方々が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要である。

資料：バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱（内閣府）

4 これまでの取組

岐阜市では、平成5年に「高齢者・身体障害者にやさしい街づくり指針」を作成し、市民の生活環境の向上を目指した都市整備を行ってきました。

また、平成9年には「岐阜市障害者計画」を策定し、平成18年からは「第2次岐阜市障害者計画」として、誰もが自立してともに暮らせるまちを目指し、ノーマライゼーション※2理念の普及をはじめとし、障がいのある人の交流活動の促進や在宅サービス、福祉用具の利用を促進するなど様々な施策に取り組んできました。

このような状況の中、高齢者や身体障がい者などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を図り、日常生活における自立や社会参加を促進することを目的に、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づいて、JR西岐阜駅におけるエレベーターの設置や駅前広場の整備、周辺道路の改修などを行ってきました。

また、その他にも、地域の人々が危険箇所やバリアフリー化すべき箇所を見つけて出し、マップを作成するとともに、市が道路の修繕などを行う「ヒヤリハット・バリアフリー対策事業」など様々な取組が行われています。

バリアフリー関連事業（取組事例）

事業名	事業概要
J R岐阜駅北口駅前広場整備事業	エスカレーターやエレベーター、情報案内板（点字案内、音声案内）の設置
さわやか公園づくり	老朽化したトイレや通路のバリアフリー整備
サイン整備事業	誰にとっても見やすいよう英語表示の併記や表示高さ、傾斜角度などに配慮した歩行者系の案内板（主に中心市街地）と歴史系の案内板（加納地区）の設置
外国語版岐阜市地図発行（5か国語対応）	中国語、英語、ハングル、タガログ語、ポルトガル語の5か国語に対応した地図の作成

※2 ノーマライゼーション

障がいのある人など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方

5 指針策定の目的

岐阜市では、市民が安心して暮らすことができ、心の豊かさが実感できるようなまちを築くため、平成16年3月に岐阜市総合計画「ぎふ躍動プラン・21」（基本構想・基本計画）を策定しました。

また、旧柳津町との合併を契機に基本構想の実現をより一層推進するため、「基本計画2008」を策定しました。

この中で、岐阜市が目指す都市像の一つとして「安心して暮らせる都市」を掲げ、高齢者の福祉面における施策、子育てしやすい環境の実現、相互扶助を可能とするような地域共同体や、すべての人がその人権を侵害されることのないような社会の確立が必要であるとしています。

このようなまちづくりの理念のもと、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりがそれぞれ対等な社会の構成員として自立し、相互にその人格を尊重しつつ支えあい、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限に発揮できる社会「ユニバーサル社会」を築くことが重要であると考えています。

そこで、行政のみならず、市民、事業者及びNPO（民間非営利団体）などが共通認識を持った上で、お互いを尊重し、協働してユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進するため、本市における基本的な考え方等を取りまとめた指針を策定しました。

【「障がい」の表記について】

岐阜市では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から、平成20年4月1日より「障害」を「障がい」とひらがな表記しています。（ただし、法令用語等は今までどおり漢字表記とします。）

指針を検討するために設置された「（仮称）岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針検討委員会」において、ひらがな表記は障がい者施策において本質的なことではなく、言葉のすりかえだけではないかとの意見もありましたが、皆に分かりやすい言葉を使用したほうが良いとの結論となったため、この指針では「障がい」と表記します。